第３７回総会議事録

＜開催日＞　　令和８年７月７日（火曜）

＜開催場所＞　　木更津市役所　朝日庁舎（会議室２－５）

＜会議に付した議案等＞

日程第１	議事録署名委員の指名		
日程第２	報告第１２９号～報告第１４５号	農地法第３条の３届出 農地法第５条届出	５件 １２件
日程第３	報告第１４６号～報告第１５３号	農地の転用事実等に関する照会	８件
日程第４	報告第１５４号～報告第１５５号	農地法第１８条第６項等通知	２件
日程第５	報告第１５６号	農地法第５条の規定による許可申請の取下願	１件
日程第６	議案第７４号～議案第８６号	農地法第３条許可申請	１３件
日程第７	議案第８７号～議案第９１号	農地法第５条許可申請	５件
日程第８	議案第９２号	農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請	１件
日程第９	議案第９３号	木更津市農地利用集積等促進計画（地域計画内一括）案に対する意見について	１件
日程第１０	議案第９４号	木更津市農地利用集積等促進計画（地域計画外一括）案に対する意見について	１件
日程第１１	議案第９５号	木更津市農地利用集積等促進計画（地域計画内再転貸）案に対する意見について	１件
日程第１２	報告第１５７号	木更津市農地利用最適化推進委員の選考委員会（第２回）の報告内容について	１件

＜出席委員＞

１番　小倉　和	２番　露嵜　伸哉	３番　礒貝　正一
４番　地曳　昭裕	５番　鈴木　康裕	６番　嶌野　知明
７番　村田　正明	８番　村上　常雄	９番　関　　和美
１０番　桐谷　勝美	１１番　鈴木　修一郎	１２番　和田　倉吉
１３番　金子　一夫	１４番　宮沢　伸子	１５番　礒貝　徳三
１６番　石渡　和美	１７番　齋藤　洋一	１８番　杉山　孝

以上　１８人　出席

＜遅刻委員＞　　無し

＜欠席委員＞　　無し

＜傍聴者＞　　無し

＜出席農地利用最適化推進委員＞

		３番　山口　正夫
７番　平野　庸夫		
	１４番　佐藤　忠男	１５番　宮野　一広
		１８番　福原　正己
１９番　石﨑　幸弘		

以上　　６人　出席

＜事務局出席者＞

事務局長　山口　裕之　　局長補佐　　影山　圭子　　係長　　岡部　哲朗

主任主事　伊藤　優市

〈午後３時３分開会〉

議長	委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。 ただ今から、第３７回総会を開催いたします。 本日の出席委員は１８名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書及び本日お配りした別冊議案書記載のとおりです。 それでは、日程に入ります。 日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、議席４番地曳昭裕委員と、議席１１番鈴木修一郎委員を指名いたします。 書記には、事務局職員伊藤主任主事を任命します。 次に、日程第２から第５まで、報告第１２９号から第１５６号まで３ページから９ページまでの２８案件につきまして、事務局の報告を求めます。
事務局	報告案件についてご説明いたします。 日程第２、報告第１２９号から第１４５号までについて、まず農地法第３条の３の届出が５件ございまして、全て相続によるものです。 次に、農地法第５条の届出が１２件ありまして、そのうち８件が住宅建築用地、３件が駐車場用地、１件が共同住宅用地への転用の届出でした。 次に、日程第３、報告第１４６号から第１５３号までについて、農地の転用事実等に関する照会８件ございまして、全て法務局からの照会で、１件を農地、７件を非農地と回答しております。 次に、日程第４、報告第１５４号及び第１５５号について、農地法第１８条第６項等の通知２件ございまして、すべて基盤強化法に係る解約でした。 次に、日程第５、報告第１５６号農地法第５条の規定による許可申請の取下げ願いについて、説明いたします。 本件については、令和７年開催の第２１回総会にて、許可相当の議決を得た案件でございます。 その後、県の許可処分がされる前に申請者より取下げ願いが提出されましたので報告するものでございます。 なお、取下げ理由は議案書に記載のとおりでございます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、日程第６、議案第７４号から第８６号まで、１０ページから１２ページの農地法第３条許可申請１３案件について議題に供します。 初めに、議案第７４号から第７８号までについて審議いたします。 本案件には、■■■■委員にかかる申請がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。 《　■■■■委員　退席　》
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第７４号から７８号、農地法第３条許可申請５案件について、ご説明いたします。

事務局　　申請箇所は、３条位置図１の高柳の農地です。
　議案第７８号の譲受人である法人が農業経営の拡大を目的に議案第７４号及び議案第７５号にある農地を含め８筆の農地に使用貸借権設定をするにあたり、議案第７４号から議案第７７号にある農地を利便性のため農地を交換することを目的に所有権移転するものです。

　以上で事務局の説明を終わります。

議長　　次に、地区担当推進委員の山口推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

山口推進委員　　議案第７４号から第７８号についてご説明いたします。

　初めに議案第７４号及び第７５号ですが、譲受人は現在■■歳で、年間約１５０日農業に従事し、約５３，５００㎡の農地を家族３名と耕作しています。トラクター等を所有し、遊休農地はありません。なお、当該譲受人は議案第７８号の譲受人である法人の取締役です。

　次に議案第７６号ですが、譲受人は現在■■歳、年間約３００日農業に従事し、約２２，０００㎡の農地を家族３名と耕作しています。トラクター、耕うん機、田植え機を所有し、遊休農地はありません。申請地の現況は田で、水稲を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないと考えます。

　次に議案第７７号ですが、譲受人は現在■■歳、年間約１５０日農業に従事し、約１１，０００㎡の農地を申請者のみで耕作しています。トラクターを所有し、田植え機とコンバインは第三者から借用しています。遊休農地はなく、申請地は田として水稲を作付けする予定であり、周辺農地への影響はないと考えます。

　次に議案第７８号ですが、議案第７４号及び第７５号で交換により取得する農地に当該法人がきゅうりを作付けする計画です。農地所有適格法人の要件について、提出された書類及び農業に従事する計画を確認したところ、要件を満たしておりました。
　以上のことから、いずれも農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当と判断いたしました。

　ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　　以上で、説明が終わりました。
　ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

　〈　地曳委員挙手　〉

議長　　地曳委員どうぞ。

地曳委員　　非常にわかりづらいと思いますが、７４号と７５号の人がこっちの農地を持っていて、７６号、７７号を■■さんが持っていて、交換分合して一団の農地を確保して、きゅうりを作くろうというもの。地図だけだとわかりづらいのですが、わかりますか。
　交換分合ですね。そういうふうになります。補足です。

議長　　他にございませんか。
　意見等が無いようですので、採決にうつります。
　議案第７４号から第７８号までについて一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈　異議無しの声　〉

議長　異議が無いようですので、採決いたします。
許可に賛成の方は、挙手願います。

〈　挙　　手　〉

議長　挙手全員であります。
よって、議案第７４号から第７８号までは、許可と決定いたします。
退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《　■■■■委員　着席　》

議長　続いて、議案第７９号から第８６号までについて、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　初めに、議案第７９号及び議案第８０号ですが、申請箇所は、３条位置図２の犬成の農地です。
新規就農者として農業経営を行うことを目的に贈与による所有権移転をするものです。

次に、議案第８１号ですが、申請箇所は、３条位置図３の笹子の農地です。
農業経営の開始を目的に売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第８２号ですが、申請箇所は、３条位置図４の伊豆島の農地です。
農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第８３号ですが、申請箇所は、３条位置図５の祇園の農地です。
農業経営の拡大を目的に贈与による所有権移転をするものです。

次に、議案第８４号及び議案第８５号ですが、申請箇所は、３条位置図６の田川の農地です。
農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第８６号ですが、申請箇所は、３条位置図６の矢那の農地です。
農業経営の拡張を目的に売買による所有権移転をするものです。

以上で事務局の説明を終わります。

議長　次に、議案第７９号から第８１号までについて、地区担当推進委員の嶋田推進委員が本日欠席のため、代わって礒貝徳三委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

礒貝徳三委員　議案第７９号及び第８０号についてご説明いたします。
本案件は提出された農業経営実施計画書に基づき、令和８年６月８日に事前審査会を開催いたしました。
計画では申請地で大根、キャベツ、トマト、イチジクの作付けを予定しており、申請者と家族３名で耕作を行います。また、譲受人は実家の農地でご両親から農業を学び、長年耕作を行ってきた実績があると伺っています。
農業機械については、耕うん機、農用トラック、トラクターを所有しており、農業従事日数は年間２００日を予定していると確認しました。
以上のことから、本申請は農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると

礒貝徳三委員	判断いたしました。 　なお、事前審査会の審査結果は出席した会長、職務代理者、清川地区の農業委員および農地利用最適化推進委員の全員が適当であると判断しています。 　議案第８１号についてご説明いたします。 　本案件は提出された農業経営実施計画書に基づき、令和８年７月７日に事前審査会を開催いたしました。 　計画では申請地でサツマイモ、ブルーベリー、ミカン、柿の作付けを予定しており、申請者を含む２名で耕作を行う計画と伺っております。また、農作業の一部を既に行っており、園芸等の実績があると伺っております。 　農業機械については、耕うん機と草刈り機を所有しており、農業従事日数は年間２００日を予定していると確認しました。 　以上のことから、本申請は農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 　なお、事前審査会の審査結果は出席した会長、職務代理者、清川地区の農業委員および農地利用最適化推進委員の全員が適当であると判断しています。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第８２号について、平野推進委員お願いします。
平野推進委員	議案第８２号について、説明いたします。 　本件は農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約１８０日で、約９，８５０㎡の農地を申請者と家族２人で耕作しております。 　農業機械は、田植え機、耕うん機、コンバイン等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。 　申請地の現況は、田、畑で水稲、柿を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 　以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第８３号について、地区担当推進委員の柴野推進委員が本日欠席のため、代わって露﨑委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
露﨑委員	議案第８３号について、説明いたします。 　本件は農業経営の拡大のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３００日で、約６，３００㎡の農地を申請者と家族２人で耕作しております。 　農業機械は、田植え機、トラクター、コンバイン等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。 　申請地の現況は、田で水稲を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 　以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 　ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第８４号及び第８５号について、地区担当推進委員の半沢推進委員が本日欠席のため、代わって鈴木康裕委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

鈴木康裕委員	議案第８４号及び第８５号についてご説明いたします。 当該法人は令和６年１２月４日に設立した株式会社です。 農地所有適格法人の要件についてですが、提出された書類及び農業に従事する計画を確認したところ、要件を満たしておりました。 申請地の現況は畑で、一部レモンとみかんが作付けされており、周辺農地への影響はございません。 以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、議案第８６号について、宮野推進委員お願いします。
宮野推進委員	議案第８６号について、説明いたします。 本件は農業経営の拡張のため、申請がされたものです。譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約３５０日で、約１１，２００㎡の農地を申請者と家族１人で耕作しております。 農業機械は、トラクター、耕うん機、農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。 申請地の現況は、畑でキャベツ、ゴボウを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
鈴木修一郎委員	一つ参考としてお聞きしたい。私が聞き落としたかもしれませんが、議案第７９号、第８０号について、新規就農者として農業経営を行うと書いてありますが、私的には年齢的に若い人の方がいいかなと、年寄はだめだという訳ではないですけれど、おいくつくらいの人なのでしょうか。
議長	事務局お願いします。
事務局	譲受人の年齢に関しては、■■歳になります。 以上でございます。
鈴木修一郎委員	わかりました。
議長	他にございませんか。
地曳委員	議案第８４号、第８５号について伺います。 今の説明ですと、畑にみかん、レモンが植わっているとの話ですけれども、僕はよくわからないですけれども、みかん、レモンは、ここで育つのでしょうか。
事務局	現地の方を確認させていただきました。現在植わっているみかん、レモンに関して育成自体は、例えば枯れているということはなかったとの印象です。
地曳委員	暖かいところでつくりますからね。 地域的なところに関しましては、地元の方が詳しいかもしれませんが。

地曳委員	北側に山を背負った影響があるのか。
事務局	見づらいかも知れませんが、ここに点々とありますが、植わっています。こっちが池のところで、ここが山です。堰があるところで、農地調査で行きましたが、日当たりはいいです。
議長	意見等が無いようですので、採決にうつります。 議案第７９号から第８６号までについて一括して採決したいと思いますが、異議はございませんか。 〈　異議無しの声　〉
議長	異議がないようですので、採決いたします。 許可に賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第７９号から第８６号までについて許可と決定いたします。 次に、日程第7、議案第８７号から第９１号まで、１３ページの農地法第５条許可申請５案件について議題に供します。 初めに議案第８７号について審議いたします。 なお、議案第８７号は、日程第8、議案第９２号、１４ページの農地法第５条の規定による許可後の計画変更と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	農地法５条許可申請及び計画変更議案第８７号及び議案第９２号ですが、申請箇所は、転用位置図５－１十日市場地先の農地です。 申請目的は、当初賃貸住宅用地として、転用許可を得ましたが、転用目的を特定建築条件付売買予定地に変更し、それに伴い転用事業者の変更及び工期の延長を行うものです。 農地区分については、第２種農地と判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は住宅建築を目的とした当初の計画から変更がないこと及び添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、令和１５年8月２０日を予定しております。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員の佐藤推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
佐藤推進委員	議案第８７号、農地法５条許可申請及び議案第９２号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取しましたのでご説明いたします。 まず、本申請は事務局から説明があったとおり、賃貸住宅用地から、特定建築条件付き売買予定地への転用目的の変更及びそれに伴う事業者の変更並びに工期の延長の申請になります。 申請地の状況は写真のとおりです。 周辺農地の営農条件への支障については住宅建築を目的とした当初の許可から大きな計画変更が生じるわけではないので、影響はないもの思われます。 以上のことから、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断い

佐藤推進委員	たしました。 ご審議のほどお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 〈 質　　疑 〉
議長	意見等が無いようですので、採決にうつります。 議案第８７号農地法第５条許可申請及び議案第９２号、同法第５条の許可後の計画変更承認申請について、一括で採決したいと思いますが、異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉
議長	異議がないようですので、採決いたします。 議案第８７号農地法第５条許可申請及び議案第９２号、同法第５条の許可後の計画変更承認申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 挙　　手 〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第８７号及び第９２号の２案件は許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 次に、議案第８８号から第９１号までについて、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	農地法５条許可申請議案第８８号ですが、申請箇所は、転用位置図５－２伊豆島地先の農地です。 申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。 農地区分については、第２種農地と判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、令和９年３月３１日を予定しております。 次に、議案第８９号ですが、申請箇所は、転用位置図５－３大稲旧大久保地先の農地です。 申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。 農地区分については、第２種農地と判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。 事業完了予定ですが、令和８年９月１５日を予定しております。 次に、議案第９０号ですが、申請箇所は、転用位置図５－４真里地先の農地です。 申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。 農地区分については、第２種農地と判断しました。 資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。 転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。

事務局　　事業完了予定ですが、令和８年９月１５日を予定しております。

次に、議案第９１号ですが、申請箇所は、転用位置図５－５根岸地先の農地です。
申請目的は、太陽光発電施設用地で、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第２種農地と判断しました。
資金計画ですが、資金所要額は、約■■■■■円となっており、自己資金で賄う計画です。
転用行為の支障となる権利者及び他法令関係は添付書類を審査し、問題ないことを確認しています。
事業完了予定ですが、令和８年９月１０日を予定しております。

以上で事務局の説明を終わります。

議長　　続いて、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
初めに、議案第８８号について、平野推進委員お願いします。

平野推進委員　　議案第８８号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。
今回は、農地を太陽光発電施設用地として、転用申請しています。
まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないとおもわれます。
次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、申請では排水は無く、雨水は自然浸透により処理することとされておりますが、近年のゲリラ豪雨等を考えると太陽光パネルの上に降った雨が自然浸透では吸収しきれるのか疑問を感じます。現状でも雨水により市道が浸食されているところがあります。排水対策についてＵ字溝設備などの対策を考えているようですが、現時点では排水対策が適切かどうか判断できませんでした。
また、市道は車両がすれ違えない、狭いという意味で、奥に２軒の住宅がありますが、他に一般道路はありませんので、端が崩れたり、流されたりしないよう、十分な配慮が必要だと感じます。
次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。
次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも２メートル程度であるため、問題はないと思われます。
次に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないとのことですが、太陽光パネルの設置工事中は申請地沿いの市道を使用すると思われます。
農業委員会が心配することかと感じることがあるのですが、前段で申しましたとおり、申請地に沿った市道は幅員が狭く、う回路がありませんので、工事車両により、道路が崩れることが心配されますので、排水対策を含め、十分な配慮が必要だと思います。
最後に、申請地は有害獣による農作物被害対策の補助金を受け設置した防護柵、俗にいうワイヤーメッシュに囲われております。近隣住民によれば、設置から６～７年経過しているとのことでした。補助事業の上限はワイヤーメッシュの柵は１４年間適切に管理することをうたっています。申請書には、この件に関する記載はありませんでした。地権者と農林振興課で協議が進行中と聞いておりますが、その内容と対応が示されておりません。
以上のことから、現状では転用許可基準を満たしているか判断ができませんでしたので、本件は、継続審議にしたいと私は考えます。
以上です。

議長　　続いて、議案第８９号及び第９０号について、地区担当推進委員の豊島推進委員が本日欠席のため、代わって金子委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

金子委員　　推進委員の豊島さんと一緒に、議案第８９号及び第９０号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

金子委員	まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないとおもわれます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも２メートル程度であるため、問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、近隣でも同様の工事等を行っており問題はないと思われます。 以上のことから、転用許可基準を満たすものとおもわれますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第９１号について、鈴木修一郎委員お願いします。
鈴木修一郎委員	議案第９１号ついて、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないとおもわれます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも２メートル程度であるため、問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。 以上のことから、転用許可基準を満たすものとおもわれますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
事務局	よろしいでしょうか。
議長	はい、事務局。
事務局	議案第８８号について、平野推進委員からご説明いただいたところですけれども、まず、赤枠の内側に青枠のラインがありますが、敷地内の排水です。 事業者から、平野推進委員の現地調査のあとに提出された図面です。 敷地内にまず水路、側溝を整備します。と、ただ、流末部分についてご指摘もあると思うので、本日総会直前に確認したところ、地元から要望も出ているそうなので、流末部分も含めて整理します。というところまで言質はいただいております。 こういう形で水路を整理する方向で今動いています。この図面は３時にいただいたので、この総会には間に合いませんでした。

和田委員	排水は。
事務局	入れます。どのくらいの深さのものかまだわかりませんが、そこには入れます。 ３面まで入れたほうが良いのではないかというところまで私の方で説明しています。 この時間だと、代理人も事業者そのものではないので、そこまで確約はできないとのことですが、このまま何も手を付けずにやることは考えていないということで、ご説明いただきました。 ワイヤーメッシュの件につきましては、おっしゃるとおり、今現状、外枠を囲っています。 事業者からはワイヤーメッシュを残したまま転用します。という話をいただいております。もちろん、補助金の状況はそれでよいのかというのは別議論となります。私は補助金の担当部局ではないので勝手に言うことはできないのですけれども、補助金のルール上、疑義はあると思います。 農地転用の審査基準上は、周辺の農地に影響があるかどうかというところで、例えば、フェンスを撤去して、ここに有害鳥獣が入ってきて、周辺の農地に影響を及ぼすのであれば、別議論になると思いますが、フェンスを残すということであれば現状から変わるところはない、とすれば周辺の農地に影響がないのではないかというところです。 補助金の整理は、一旦、事務局としてはいたしました。補助金のルール上のことは整うことを条件にというのは、転用の審査基準上難しいところが現状になります。 ３条でいうところの地域との調和要件が転用ではないので、そこを理由にして不許可相当というのは事務局の整理ではなかなか厳しかろうというところが整理したところでございます。 以上でございます。
議長	地区担当の方。
平野推進委員	一応、継続審議ということで。
議長	はい。
平野推進委員	私が今日の総会に臨むにあたって、調査時点では３日か４日前の情報がベースになっておりますので、今、事務局からの説明というようなことは、一部聞いているところはあるのですが、詳細については存じ上げなかったところですから、転用できるのか、できないのかという判断をしかねるので、継続審議にしたいというふうな発言をしました。 それから、最後にワイヤーメッシュの柵については、農地を守るためにワイヤーメッシュにしているので、農地でなくなってしまったものに対してワイヤーメッシュを張っているのは、逆に、ワイヤーメッシュを張る時の約束として、今後、耐用年数が１４年あるのですけれども、１４年間は農地として維持管理していく約束なので、補助金のルールから逸脱した形になってしまうと思います。 事務局からおっしゃられたように、その補助金の関係で設置したワイヤーメッシュがあるから転用許可できるかできないかというところも判断材料にはならないというのも、そのとおりだと思いますが、農林振興課と農業委員会は農地あるいは農業者を守るところの組織だと思うので、一方で補助金を出していて、農地を守るのだとやっていながら、転用申請に対しては補助金は別にもらっていてももらっていなくても、農地転用の判断に関係ないというところに素人として、違和感があります。そのようなルールであればしかたないです。私にはそこまでいう、権限なり判断もありませんので、あとは、農林振興課と農業委員会でご指導とか、そういうところの判断をしていただければいいのかなと思います。
和田委員	先ほどの、U字溝をやるという話で、まず、１点なのですが、下流が相当溢れていて、大きさとして３００以上入れないといけないと思いますが、その辺の断面も、色々良くわからない、また、フェンスに関しては、前々回か何かで、この近くで住宅の転用があった時に、やはり、フェンスがあったかと。その関係で当時の農林水産課から、６００㎡くらいのとこ

ろを転用されたら設置者の方へ、その対応をどうしてくれるんだとの意見を農林水産課から、たまたま、その時会計検査があった時だったのですけれども、その面積分を張り直すなり、そういう措置をしなさいよという条件を設置者に求められ、今も求められているのですが、そういう対応があったので、今回は継続審査することで進めて、方向が見えるまで、継続審議としてお願いします。
以上です。

議長　意見が無いようですので、とりあえず、議案第８８号について、先に採決したいと思います。
議案第８８号について、担当委員から継続審議というご意見がありました。
これについて、賛成の方は挙手願います。

〈　挙　　手　〉

議長　挙手全員であります。
よって、議案第８８号は継続審議といたします。

事務局　継続審議ですので、知事にあげず、次の総会にもう一度審議です。
ただし、ご承知のとおり、次回の総会は２６期、４期の総会になりますので、それぞれ、地区の方は次の地区の方へ引継ぎを是非ともお願いして、主旨と、もちろん事務局でもご説明いたしますが、地区としてのご判断は色濃く説明してください。先ほど、平野推進委員がおっしゃったとおり、推進委員だからというところもあってだと思いますけれども、法律上はわかるが、計画自体がどうなるのかわからない、地元の話は…というところを強くお話され、それが見えるまでは継続審議と地元としてのご意見がありますので、このあたりは失礼ですが、しっかり引継ぎをしていっていただきたい。地区の方が代わるので、ご意見が変わることがあります。何を言っているのかがわからないことも。そうなると、地元の意見をもう一回言ってもらわないといけないかもしれないので、お願いしたい。
事務局の方でもフォローします。
他の皆さんについても、継続審議となりました。全員賛成となりましたので、引継ぎを特別に委員さんですることはないのですが、地元の平野さんと和田さんについては是非ともお願いして、残っていただける方もいらっしゃるので、その方々のお知恵を拝借して、次回の総会、臨時総会ではなく、定例総会の時に、継続案件がありますので…ということで、議案としてあげさせていただきます。
事務局説明の時に、若干、そこを岡部係長の方から、もうちょっと丁寧に説明いただいて、あわせて、地元委員さんから、改めて、多分、そういう機会を設けた方がいいと思うので、こういう主旨でという意見をお伝えし、後任もそういう意見だと話をして、もしかしたら、違う意見かもしれませんが…。特に、審議は農業委員さんしかできないので、推進委員さんとしては、現状をご報告するだけということになるので、審査の部分については、農業委員さんの方からやっていただいて、そういう事業の実現性のところが不明なので継続審議になったと、説明をしていただきますようお願いいたします。
難しい部分については、事務局からご説明いたします。

議長　よろしいですか。

和田委員　出てきた図面は地元委員さんに渡さなければならないですか。

事務局　新委員さんに渡します。もちろん今の委員さんも含めて、引き継ぎをしますので、コピーをしてお渡しします。
ただ、設置するU字溝の図面はしばらく出てこないとわからないです。今日まだ色々計画をしている段階と言っているので。
多分、すぐには出てこないとは、現実は思います。

事務局	U字溝の話は利用者さんの方で考えれば、絵はかけると思います。最悪でも平面図に３００と例えば書けば。
和田委員	相当大きい水路があったと思うのですが。
事務局	もうなっています。
和田委員	もう、いいかげん掘れてしまって、全部、あそこに集まっている。
事務局	では、工作物を用水に入れて済むかどうかというレベルなのですね。
和田委員	どうやっても、５００は入れないと掘れてしまうと思うんですけれどもね。
事務局	わかりました。では、それは事業者さんの方で出てくると思います。
地曳委員	８月の総会でやるのですよね。１か月しかないのですが、どうするのですか。
事務局	また、継続になるのではないですか。
地曳委員	８月にやって、まだ整わないから９月にもできるということができるのですか。
事務局	難しいところなのですが、今回、継続審議をした場合、なぜ、継続審議になっているのかを申請者さんにご説明しなければいけない。そうすると水路の問題が１つ、柵の問題が１つでこれをいつまでに補正してくださいというのを、行政手続法に基づいて補正の指示をする。補正の期限までにできない場合、ないしは、伸ばしてくれという場合、もしくは、それを満たすと思えるようなものが出てこない場合は、それで総会を迎えてしまった場合は、それで次の判断をするということになりますから、継続ありきではなく、今回の新指示に対応してくれた内容で改めて審議です。それでも、継続あると申し上げたのは、それでなお、違う理由で継続する理由がある場合は継続もありうるということです。 こちらとしては、許可をするにあたっての要望をした訳ですから、例えば、水の問題が満たされるような計画になっていない場合は、不許可にできるかどうか、８月の定期総会でご判断いただく。 もしくは、設置すると言っているので、サイズ感や満たせるかとういう話にしかならないと思います。 柵の問題はさきほど事務局から申し上げたとおり、そこが周辺農地への影響みたいな話としてしにくいだろうという事務局の判断ですが、ただ、補助金の返還の話が明らかになるような場合、そうなった時に、地元が承諾するかどうか、この人だけで決められるのかという話になった時に、止めるという選択肢もありうるわけですから、そのまま設置を続けたままで、獣が入ってこないから良いであろうは農業委員会の勝手で、補助金としては返せという話になるのであれば、その事業をやっては困るという話に全体としてなりうるので、事業の実現性がないものとしないという話にできないので、保留にしてくれという話であったと思うのですが、少しだけ、訂正させていただきたい点は、農業委員会と農林振興課が調整するものでなく、地元と農林振興課を含んだ、もちろん、農業委員会から情報は出しますが、最終形でどうするのか、地曳さんないしは地元が決定することです。その決定によって、補助金を出している側は判断する。和田委員がおっしゃったとおり、別件のお話があったとおり、別の耕作面積を確保して張り替えるのであればよいのでしょうが、今回は黙って変更だけする。獣が入ってくるといけないので、柵だけ残す。一般論として、補助金を返すことになると思います。全額なのか一部なのかわかりませんが、その調整までしようとすると、相当時間がかかると思います。それをやるのは、地元と■■さん、もしくは■■さんを含めて地区で農林振興課と協議していただかなければいけないと思います。それも期限をつけてご指示する必要がある。期限までに答えがなければ、それをどう判断するのかというのは事務局の

方に任されている話だと思いますので、地元委員さんに相談していきたいのですが、今回は改選により代わってしまうので、そこは厳しいと思いっています。
　そこは、現実対応したいと思うのでちょっとご面倒ですけれども、お手伝いいただくかもしれません。

和田委員　　とりあえず、事務局で地権者ないし譲受人の方にはご指示してくれるのですか。

事務局　　はい、今回、継続審議になった旨は伝えますし、何故、継続審議になったか、水路の話の具体性と柵の話を、これを地元と農林振興課で調整して、おそらく補助金は返還になるのだけれど、それを、返還してなお行うのかという話なのかどうか、結論を出してくれという話です。
　実現性がわからないというのを言った方が良いかと。皆さんのご意見ですので。

地曳委員　　今、事務局はそのような意見ですけれども、フェンスに関する調整は、地元と農林振興課でやってもらいたいということですね。ですけれども、なかなか、一般の住民が役所とできないという訳ではないですけれども、農業委員会として情報を提供するのではなく、もう少し協力的にやっていただくことは難しいですか。

事務局　　できます。私の立場でしたら行政ですので、補助金を返す方向で協議してくださいと話をすることになります。

地曳委員　　もう少し、寄り添ってお互いにできるようになりませんか。

事務局　　わかります。

和田委員　　是非、お願いしたい。
　そういう環境を作ってもらえれば、ありがたいなという要望です。

事務局　　ただ、残念ながら、我々は申請という形で受けています。転用したいと言われているので、転用の許可をこれで良いか悪いか判断する。
　ちょっと聞こえが悪いのですが、補助金を何とか返さなくていい方向で転用してあげてくれないかという話をしてくれということですか。

地曳委員　　そういうことではありません。

和田委員　　今の方向性がぜんぜんわからない。
　方向性が見えればいいのですよ。

事務局　　そうですね。平らに地元にこれだと補助金が返還になるけど、これで良いのか。と聞いているだけなのですよ。事業者さんと地権者さんにこのままだと返還になりますが良いのですか、一旦、止めた方が良いのではないですか。と言っているのです。これは一定程度は寄り添っている感じだと思います。

議長　　防護柵、鳥獣フェンスをやるときに市役所の担当課と地権者の間で約束したようなことはないのでしょうか。

平野推進委員　　個人個人に対してやっているわけではなく、地元から申請するときに、その前提条件としてこのフェンスをやっていただくのは、現物支給で張るのは地元でやります。耐用年数の１４年間は維持管理をしてください。とそれがだめな場合には、措置を講じる場合がありますので、そういう条件を承知の上で、地元として、とりあえず設置をお願いします。と申請書にはんこを押して出したものです。

議長　　違約した場合はどうするとかあるのですか。

和田委員　　違反した場合は、返還していただきますと、何かしらの措置とか明文はないのです。明文はないけれども、補助金を受ける前提として、例えば３軒以上の地権者がまとまって申請するとか、あるいは飛び地はだめだが、飛び地でも３軒以上集まれば良いとか、あとは、耐用年数の１４年間は農地として維持管理してくださいねということを、補助金を申請する前提条件としてありました。その条件に従って申請をして、補助金を受けました。

事務局　　補足しますが、補助金の交付要綱をつけられていますが、要綱だけでは出せないので、ルール上は補助金交付規則というのが上にあって、そこには返還は必ず入ります。返還の要件を書いてあるので、返還はおそらく認めないといけない。これもお役所的なのですが、公示してある要綱それから規則について、知らないは抗弁できないことになっていますので、抗弁できないということは、知らなかったが通らないということです。
　法律は知らなかったは残念ながら、抗弁にはなりません。
　地元の■■さんは、地元には相談していないのですね。きっと。

和田委員　　してないと思います。

事務局　　そこにネックがあると思います。この人が地元にきちんと話さないといけないのではないかと思っているのです。
　万が一、担当の心配のような形になった場合、まだ、わからないと言ったら、まだわからないようならば、この次８月の総会のときに、継続にするのか、不許可にするのか。一旦やり直してという話にするのかということではないでしょうか。
　ただ、補助金の件を理由とした不許可は難しいと思いますので、事務局としては、恐らく補助金関係を理由に不許可では訴訟には耐えられないので、できたら、不許可は勘弁いただきたいです。

議長　　それでは、議案第８８号は継続審議ということで、続いて、議案第８９号から第９１号までの採決に移ります。
　議案第８９号から第９１号までの３案件について、一括で採決したいと思いますが、異議はございませんか。

〈　異議無しの声　〉

議長　　異議は無いようですので、採決いたします。
　許可に賛成の方は、挙手願います。

〈　挙　　手　〉

議長　　挙手多数であります
　よって、議案第８９号から第９１号までの３案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

　次に、日程第９、議案第９３号、１５ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内一括案に対する意見について、審議いたします。

議長　　事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第９３号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。
　本案件は、令和８年６月１８日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものでありま

事務局	す。 それでは、計画の内容について、ご説明いたします。 利用目的は水稲となっています。 設定する権利の種類は使用貸借権となっています。 権利の存続期間は、すべてが認可の公告日から１０年間となっています。 計画合計数は、利用権の設定が合計６筆で４，６０４平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員の石﨑推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
石﨑推進委員	計画番号１番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問・意見等がございましたら、お願いします。 〈　質　　疑　〉
議長	意見等も無いようですので、採決いたします。 意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第９３号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。
議長	次に、日程第１０、議案第９４号、１８ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画外一括案に対する意見について、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第９４号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。 本案件は、令和８年６月１８日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。 それでは、計画の内容について、ご説明いたします。
事務局	今回の計画は、計画１及び２となっています。 利用目的は計画１が水稲、計画２が露地野菜となっています。 設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。 権利の存続期間は、計画１が認可の公告日から５年間、計画２が認可の公告日から１０年間となっています。

事務局	計画合計数は、利用権の設定が合計４筆で３，１９７平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、計画番号１番について福原推進委員お願いします。
福原推進委員	計画番号１番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画番号２号について佐藤推進委員お願いします。
佐藤推進委員	計画番号２番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は畑で、レタス、トウモロコシを作付けするとのことです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問がございましたら、お願いします。 〈　質　　疑　〉
議長	質問が無いようですので、続いて意見等をお伺いしますが、議事参与に係る案件がございますので、初めに、計画番号１番について審議いたします。 本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、齋藤委員は退席願います。 《　■■■■委員　退席　》
議長	計画番号１番について、意見等がございましたらお願いします。 〈　意　　見　〉
議長	意見等は無いようですので、採決いたします。 計画番号１番について、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。

議長	よって、計画番号１番について、意見無いものと決定いたします。 退席されております、■■■■委員にはお戻り願います。 《　■■■■委員　着席　》
議長	続いて、計画番号２番について、審議いたします。 意見等がございましたら、お願いします。 〈　意　　見　〉
議長	意見等は無いようですので、採決いたします。 意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。 〈　挙　　手　〉
議長	挙手全員であります。 よって、議案第９４号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。 次に、日程第１１、議案第９５号、２１ページからの木更津市農用地利用集積等促進計画地域計画内再転貸案に対する意見について、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第９５号、農用地利用集積等促進計画に対する意見について、ご説明いたします。 本案件は、令和８年６月１８日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。 それでは、計画の内容について、ご説明いたします。 利用目的はすべてが水稲となっています。 設定する権利の種類はすべてが賃借権となっています。 権利の存続期間は、計画１が認可の公告日から令和１７年４月３０日まで、計画２が認可の公告日から令和１７年６月３０日まで、計画３が認可の公告日から令和１７年７月３１日まで、計画４が認可の公告日から令和１７年１０月１６日まで、計画５が認可の公告日から令和１０年１１月３０日まで、計画６が認可の公告日から令和１２年９月３０日まで、計画７が認可の公告日から令和１２年１０月２９日まで、計画８が認可の公告日から令和１７年４月３０日まで、計画９が認可の公告日から令和１７年６月３０日まで、計画１０が認可の公告日から令和１７年７月３１日まで、計画１１が認可の公告日から令和１８年４月３０日まで、計画１２が認可の公告日から令和１０年１１月３０日まで、計画１３が認可の公告日から令和１２年９月３０日まで、となっています。 計画合計数は、利用権の設定が合計５３筆で３７，８８９平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当推進委員の山口推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
山口推進委員	初めに、計画番号１番から４番について、説明します。 本件は、農業経営の拡大を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。

山口推進委員　以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

次に、計画番号５番から１１番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

次に、計画番号１２番及び１３番について、説明します。
本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。
利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、ご覧のとおり、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。
申請地の現況は田で、水稲を作付けするとのことです。
以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長　以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局及び地区担当推進委員の説明について質問がございましたら、お願いします。

〈　質　　疑　〉

議長　質問が無いようですので、続いて意見等をお伺いしますが、議事参与に係る案件がございますので、初めに、計画番号１２番及び１３番について審議いたします。
本案件には、■■■■委員にかかる計画がありますので、「議事参与の制限」により、■■■■委員は退席願います。

《　■■■■委員　退席　》

議長　計画番号１２番及び１３番について意見等がございましたらお願いします。

〈　意　　見　〉

議長　意見等は無いようですので、それでは、採決いたします。
計画番号１２番及び１３番について意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈　挙　　手　〉

議長　挙手全員であります。
よって、計画番号１２番及び１３番について意見無いものと決定いたします。
退席されております、■■■■委員には、お戻り願います。

《　■■■■委員　着席　》

議長　続いて、計画番号１番から１１番までについて、審議いたします。
意見等がございましたら、お願いします。

〈 意　　見 〉

議長　　意見等は無いようですので、採決いたします。
　計画番号１番から１１番までについて、意見無いものと決定することに、賛成の方は、挙手願います。

〈 挙　　手 〉

議長　　挙手全員であります。
　よって、議案第９５号は、意見無いものと決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

議長　　次に、本日お配りした別冊議案書の日程１２、１ページから報告第１５７号について、私から報告します。

杉山会長　　７月１日に 木更津市 農地利用最適化推進委員候補者の辞退による欠員補充に伴う、農地利用最適化推進委員の選考委員会が開催され、１０名の選考委員で審査した結果、地曳委員長から別紙のとおり、報告がありました。
　この選考結果につきましては、次期農業委員会に引き継ぐこととし、１４日に任命される農業委員によって開催される臨時総会にて決定される予定となっております。

議長　　選考委員会の報告内容について、事務局からお願いします。

事務局　　農地利用最適化推進委員については、前回の総会で報告させていただきましたが、6月２９日まで富岡地区の推薦・公募を行ったところ、定員１名に対して１名の推薦がありました。
　これを受け、令和８年7月１日に、第２回木更津市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、富岡地区候補者の辞退に伴い欠員補充について審査を行い、候補者を適格と判断し、同日付けで委員長の地曳職務代理者名で会長へ報告いたしました。

　以上で、事務局の説明を終わります。

議長　　以上をもちまして、第３７回総会を閉会といたします。
　なお、終了時間は、午後４時４２分であります。
　長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和８年７月７日

議　　長　　杉山　孝

議事録署名委員　　地曳　昭裕

　　鈴木　修一郎